

新潟県立テクノスクール委託訓練（短期課程）業務プロポーザル募集要領

新潟県立テクノスクール委託訓練（短期課程）業務（以下、「本業務」という。）プロポーザルでは、本業務について、この募集要領に定めるとおり受託事業者を募集する。

なお、本業務の事業は、「国との協議が調うこと」及び「新潟県の予算成立」を前提とした停止条件付き事業であるため、国との協議が調い、県予算が成立しなければ、いかなる効力も発生しない。

また、委託先として決定された者の企画提案書の内容は尊重するが、契約内容は県立テクノスクールとの協議により決定する。

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立テクノスクール委託訓練（短期課程）業務

(2) 目的及び業務内容

別紙 1 及び 2 のとおり

2 見積限度額

別紙 1 のとおり

3 提案者の資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) ジョブ・カード制度に基づく就職支援を実施できること（キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1 級又は 2 級）又は職業訓練指導員のいずれかの

者が対応できること。)

- (8)「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を修了し、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が委託先機関に在籍していること又は委託先機関が ISO 29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）及び ISO 21001（教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引）を取得していること。
- (9) 審査基準日（審査基準日を令和8年10月1日とする。）において、引き続き1年以上継続して事業を営み、職業訓練及び就職支援が運営できる組織体制、職員数、かつ必要となる教室設備等を備え、これらを適切に実施できること。
- (10) 本事業及びその他の要領に基づく委託訓練又は求職者支援訓練において、不正行為により受託機会を与えない措置を講じられた事業所でないこと。

4 説明会

(1) 日時

令和8年10月20日（火） 15時30分から

(2) 開催方法

オンライン（Zoom）

(3) 参加申込

説明会参加を希望する者は、令和8年10月19日（月）16時までに(4)申込方法により参加申込みをすること。申込みのあった者に対し、ZoomのID及びパスワードを電子メールにて送付する。

(4) 申込方法

以下、URLの新潟県電子申請システムから申し込むこと。

なお、参加は各事業所あたり2アカウントまでとすること。

【URL】 https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35779

5 プロポーザル参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

プロポーザルの参加申込みにあたっては、別紙3「プロポーザル参加申請書記載要領」を基に申込みを行うこと。

また、提出先は、企画提案する職業訓練の実施地域を管轄するテクノスクールへ提出するため注意すること。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、参加申請書を提出したテクノスクールより、提案資格の確認結果を電子メール等により通知する。

6 企画提案書

企画提案書の提出期限や企画提案書の記載方法については各テクノスクールで設定す

る。詳細は、参加申請書を提出したテクノスクールから別途指示があるため、指示に基づき対応すること。

7 委託候補者の選定

委託候補者の選定に当たっては、企画提案書を提出したテクノスクールが審査委員会を設置し、企画提案内容を総合的に審査し、委託候補者を選定する。

8 ヒアリングの実施

審査において、審査委員会が必要と認めた場合にヒアリングを実施するものとする。

9 審査結果の通知

企画提案者全員に対し、審査委員会において審査した結果を電子メール等により通知する。

10 日程

企画提案書の提出以降の日程については、企画提案する訓練コースの開講月により、提出期日等が異なることに留意すること。

開講月別の区分は、以下のとおりとする。

(1) 令和9年4～7月

(2) 令和9年8月～令和10年3月

ア 共通日程

内容	日程
募集公示	令和8年10月15日（木）
説明会参加申込み期限	令和8年10月19日（月）
説明会	令和8年10月20日（火）
プロポーザル参加申込み期限	令和8年11月2日（月）
プロポーザル参加資格確認結果通知	令和8年11月24日（火）

イ 企画提案書提出以降の日程（企画提案する訓練コースの開講月別）

内容	開講月別の日程	
	①令和9年4～7月	②令和9年8月～令和10年3月
企画提案書提出期限	令和8年12月11日（金）	令和9年2月19日（金）
企画提案審査、結果通知	12月下旬以降	令和9年3月下旬以降

11 契約の締結

提案者が採択された訓練コースを実施する地域を管轄するテクノスクールと委託候補

者が委託契約の締結交渉を行い、委託費の調整を行ったうえで委託契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合等、契約の締結を行わないことがある。

12 その他の留意事項

(1) 参加申請において、次のいずれかの事項に該当する場合は、不承認となることがある。

ア 募集要領に掲げた提案者の資格要件を満たさない場合

イ 申請に必要な書類が不足するなどにより審査ができない場合

ウ 訓練実施体制において

(ア) 職業訓練指導員※1 又は職業訓練指導員に準ずる職員※2 を配置できない場合

(イ) 就職支援責任者を配置できない場合

(ウ) キャリアコンサルタント※3、キャリアコンサルティング技能士※4、職業訓練指導員のいずれかを配置できない場合

※1 職業訓練指導員免許を有する者又は職業訓練指導員試験を受験し職業訓練指導員免許を取得する予定である者

※2 実施しようとする訓練内容に係る資格を有しており、訓練内容に関する実務経験を 5 年以上又は指導経験を 3 年以上有する者(実務、指導経験は重複可)

※3 職業能力開発促進法第 30 条の 3 に規定する者

※4 キャリアコンサルティング技能検定（国家検定）に合格した者

(2) 提出書類の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案は、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 申込書、企画提案書を郵送する場合は簡易書留とし、持参の場合は提出期限日を除き、平日の開庁時間（8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に持参すること。

(6) 提出された申請書、企画提案書等は返却しない。

(7) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙 4「プロポーザル参加申込辞退書」を速やかに提出すること。

(8) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者